



障害のあるこども・家庭への支援



障害者手帳等の取得

各種手帳の交付についてはお問い合わせください。

▶ 身体に障害のある方

問 障害者福祉課 障害者相談係 TEL 03-5608-6165
・身体障害者手帳



▶ 知的発達に障害のある方

問 江東児童相談所 TEL 03-3640-5432
・愛の手帳(東京都療育手帳)



▶ 精神に障害のある方(発達障害のお子さんが取得可能な場合もあります)

問 健康推進課(すみだ保健子育て総合センター内) TEL 03-3622-9130
・精神障害者保健福祉手帳



費用等の助成

障害のあるこども・家庭に対する手当一覧

申請方法等についてはお問い合わせください。

種 類	支給要件 ※支給制限あり。詳細はお問い合わせください。	手当月額	お問い合わせ先	QRコード
障害児 福祉手当 (国制度)	身体または精神に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方に手当を支給します。 ※3歳未満の乳幼児は医学的判断ができないことがあります。	15,690円 (令和6年度)	障害者福祉課 障害者給付係 TEL 03-5608-6163	
東京都 重度心身 障害者手当	次のいずれかに該当する方に、手当を支給します。 ①重度の知的障害があつて、日常生活について常時複雑な介護を必要とする程度の著しい精神症状を有する方 ②重度の知的障害と重度の身体障害を重複して有する方 ③重度の肢体不自由であつて、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有する方 ※3歳未満の乳幼児は医学的判断ができないことがあります、申請できない場合があります。	60,000円		
心身障害者 福祉手当 (区の制度)	心身に一定の障害がある方、特定医療費(指定難病)受給者証を有している方、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方等に手当を支給します。 ※児童育成手当(障害手当)の対象の方は対象外となります。	7,750円 または 15,500円		
児童育成手当 (障害)	20歳未満で次のいずれかに該当する方を養育している方に支給します。 ①「愛の手帳」1～3度程度 ②「身体障害者手帳」1～2級程度 ③脳性マヒ、進行性筋萎縮症	児童1人につき 15,500円	子育て支援課 児童手当・ 医療助成係 TEL 03-5608-6376	
特別児童 扶養手当	20歳未満で次のいずれかに該当する方を養育している方に支給します。 ①「愛の手帳」1～3度程度(含む精神障害) ②「身体障害者手帳」1～3級程度(含む内部障害) ③精神障害等のため、日常生活に著しい制限を受けている	1級 55,350円 2級 36,860円 (令和6年度)		



種 類	支給要件 ※支給制限あり。詳細はお問い合わせください。	手当月額	お問い合わせ先	QRコード
自立支援医療 (育成医療) の支給	18歳未満で身体に障害のある児童で、手術等によって障害の改善が見込まれる方 ※入院時食事療養費等は助成の対象外です。	対象の障害の治療にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担分の一部	健康推進課 (すみだ保健子育て総合センター内) TEL 03-3622-9130	
小児精神障害 の医療費助成	18歳未満の児童で、精神障害のため入院治療が必要な方 ※入院時食事療養費等は助成の対象外です。	対象の入院治療にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担分	健康推進課 (すみだ保健子育て総合センター内) TEL 03-3622-9130	

その他の支援

居宅訪問型保育事業(医療的ケア対応)

問 子ども施設課 入園係 TEL 03-5608-6512 TEL 03-5608-6712

1 から 5 歳児クラスで保育の必要があり、医療的ケアが必要な疾病や障害等のため集団保育が困難なお子さんを対象に、保育者がお子さんの自宅で 1 対 1 の保育を行います。

運営事業者 認定NPO法人フローレンス TEL 03-6811-0907



就学後の障害児の受け入れ

問 学務課 事務担当 TEL 03-5608-6303

区立小・中学校に、特別支援学級、難聴学級、言語障害学級、特別支援教室(情緒障害等)が設けられています。また、障害や病弱の程度により、都立盲・ろう・特別支援学校があります。



心身障害児(者)歯科相談等

問 健康推進課(すみだ保健子育て総合センター内) TEL 03-5608-1462

心身に障害のある方を対象として、すみだ保健子育て総合センター内「ひかり歯科相談室」において歯科健康診査・相談、歯みがき指導、予防処置等を行っています。(予約制)

児童通所支援

問 障害者福祉課 事業者係 TEL 03-5608-6578

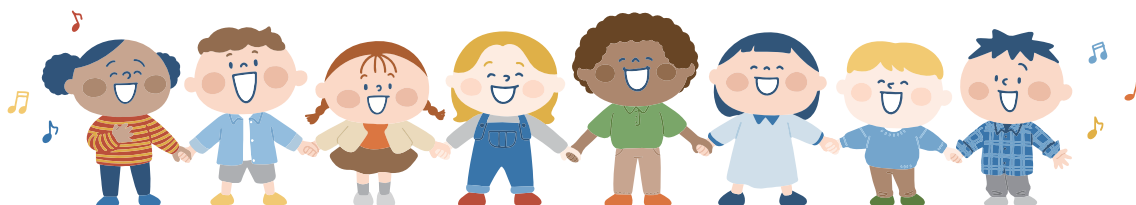
▶ 児童発達支援

心身に障害または発達の遅れがある主に未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

▶ 放課後等デイサービス

心身に障害または発達の遅れがある18歳までの就学児に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

ご利用には「通所受給者証」が必要となります。申請方法、事業所一覧は区ホームページをご確認ください。





ひとり親家庭への支援



ひとり親家庭への手当・助成



児童育成手当

問 子育て支援課 児童手当・医療助成係 TEL 03-5608-6376

対象者

- 次のいずれかの状態にある18歳到達後、最初の年度末までの児童を養育している方
- ①未婚、離婚、死亡、遺棄等でお父さんまたはお母さんがいない
 - ②お父さんまたはお母さんが配偶者からの暴力(DV)で裁判所から保護命令を受けている
 - ③お父さんまたはお母さんに重度の障害がある



手当月額・助成内容 13,500円 所得制限あり



ひとり親家庭等医療費助成

問 子育て支援課 児童手当・医療助成係 TEL 03-5608-6376

対象者

- 次のいずれかの状態にある18歳到達後、最初の年度末まで
(中度以上の障害がある場合は20歳未満)の児童を養育している方
- ①未婚、離婚、死亡、遺棄等でお父さんまたはお母さんがいない
 - ②お父さんまたはお母さんが配偶者からの暴力(DV)で裁判所から保護命令を受けている
 - ③お父さんまたはお母さんに重度の障害がある



手当月額・助成内容 医療費のうち、保険診療の自己負担分。所得制限あり。住民税課税・非課税で負担割合が変わります。
※入院時食事療養費等は助成の対象外です。



児童扶養手当

問 子育て支援課 児童手当・医療助成係 TEL 03-5608-6376

対象者

- 次のいずれかの状態にある18歳到達後、最初の年度末まで
(中度以上の障害がある場合は20歳未満)の児童を養育している方
- ①未婚、離婚、死亡、遺棄等でお父さんまたはお母さんがいない
 - ②お父さんまたはお母さんが配偶者からの暴力(DV)で裁判所から保護命令を受けている
 - ③お父さんまたはお母さんに重度の障害がある



手当月額・助成内容 所得金額によって支給金額が変わります。詳しくはホームページをご確認ください。



生活の支援



ひとり親家庭就業・自立支援事業

問 生活福祉課 相談係 TEL 03-5608-1295

就職や転職で生活を安定させたい方に、自立に向けたプログラムを策定し、目標達成を目指して相談、支援を行っています。

▶ **利用可能な方**

ひとり親の方、養育費等支援事業を利用している方等



養育費等支援事業

問 生活福祉課 相談係 TEL 03-5608-1295

18歳到達後、最初の年度末までの児童を扶養している方で、養育費等の取り決めについてお悩みの方の相談に応じ、公正証書等の作成に関する助言や弁護士事務所等への同行等を行っています。この事業を利用した方には、公正証書作成費用等の補助があります。離婚前からのご相談も可能です。



ひとり親家庭自立支援給付金事業

問 生活福祉課 相談係 TEL 03-5608-1295

就職や転職に必要な資格を取得するための費用を給付します。収入を増やし、生活を安定させるためにぜひご活用ください。事前の相談が必要です。利用をご希望の方はお早めにお問い合わせください。



▶ 利用可能な方

墨田区内に在住で、ひとり親家庭自立支援給付金事業を過去に利用していない方

名 称	対象案件	内 容	金 額
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭就業・自立支援事業のプログラムを策定していること	介護職員初任者研修講座や医療事務講座等の国が指定する講座を受講するときに、講座の受講費用の一部を給付します。	受講料の60%相当額(上限あり)
高等職業訓練促進給付金	児童扶養手当が支給されているまたは同様の所得水準にあること	看護師や保育士等の国家資格を取るために養成機関へ通う期間中、生活費の一部を給付します。	所得水準等による

東京都母子及び父子福祉資金貸付事業

問 生活福祉課 相談係 TEL 03-5608-1295

ひとり親家庭の方が安定した生活を送るために必要とする資金の貸付制度です。無利子または低利子での貸付けとなり、資金の種類ごとに貸付限度額や必要な書類が違います。事前相談が必要です。貸付限度額等詳しくはお問い合わせください。



▶ 貸付制度を利用可能な方

都内に6か月以上お住まいで、20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭の方

貸付金種類	内 容	利 子
生活資金	技能習得、医療介護、生活安定、失業等による、生活に必要な費用	無利子または年1%
住宅資金	居住している住宅の増改築、補修等に必要な費用 ※自己所有の住宅にかかる費用に限る。	
転宅資金	転居の際に必要な敷金、前家賃等で必要な費用 ※墨田区内への転居に限る。	
修学資金	お子さんの高校・専門学校・大学等の授業料や施設費等で必要な費用	原則無利子
就学支度資金	お子さんの高校・専門学校・大学等の入学金、制服代等で必要な費用	

ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付事業

問 生活福祉課 相談係 TEL 03-5608-1295

20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭の方が病気や冠婚葬祭等で緊急にお金が必要になったときの無利子の貸付制度です。1世帯当たり5万円を上限に貸付けを受けられます。必要な書類等、詳しくはお問い合わせください。



▶ 利用可能な方

墨田区内に3か月以上お住まいで、就労中または就職が内定している方



ひとり親家庭への支援



母子家庭の方への住まいの支援



母子生活支援施設

問 生活福祉課 相談係 TEL 03-5608-6154

母子家庭で、生活上の様々な問題のためにお子さんの養育に支援が必要な方が自立のために生活支援を受けることができる施設です。お悩みを抱えている方は、まずはご相談ください。



母子等緊急一時保護事業

問 生活福祉課 相談係 TEL 03-5608-6154

家庭内のトラブル等で緊急的な避難が必要な方を一時的に保護します。落ち着いた環境で2週間を目途に過ごしていただくことができます。



お子さんの学習支援



長期休み宿題サポート学習会

問 暮らし・しごと相談室 すみだ TEL 03-5608-6289

夏休み・冬休みの長期休みに、無料で宿題のサポートをします。お昼ごはんとしてお弁当を用意しています。ひとり親家庭等医療費助成制度の助成を受けている、小学校4年生から中学校3年生までのお子さんが主な対象です。



ひとり親家庭等子どもの学習支援事業

問 生活福祉課 相談係 TEL 03-5608-1295

ひとり親家庭等のお子さんの学力向上や進学を支援するために週1回の学習会を実施します。

▶ 利用可能な方

児童扶養手当受給世帯及び生活保護受給世帯の中学3年生から高校生まで



ひとり親家庭への支援

墨田区外の相談窓口



はあと

問 子育て・生活・離婚 TEL 03-6272-8720 就労・仕事 TEL 03-3263-3451

ひとり親家庭の子育て・仕事・離婚前後に関わる相談を行っています。相談内容によってお問い合わせ先が異なります。



マザーズハローワーク

問 日暮里 TEL 03-5850-8611 東京 TEL 03-5728-8609

ひとり親家庭のお父さんやお母さんに再就職のサポートを行っています。チャイルドコーナーもあり、お子さんを遊ばせながら就職相談等をすることができます。



法テラス

問 予約専用 TEL 0570-078374(おなやみなし)

養育費や面会交流、借金問題等、様々な法的トラブルで弁護士に相談したいときに、相談者の状況に合った情報提供を受けられます。お悩みがありましたら、まずはご相談ください。



その他の支援



家具転倒防止器具等の取付け支援制度

地震時に、家具類の転倒や窓ガラスの飛散による怪我を未然に防ぐため、未就学児のいるひとり親世帯に対し家具転倒防止器具等の取付け支援を行っています。詳しくは、P100をご確認ください。



大好きがこどもに伝わる 親子コミュニケーション



こどもは、親との対話やスキンシップを通じて愛情を感じ、心の安定と自己肯定感を育んでいきます。こどもに「大好き」をいっぱい伝えましょう。

生まれたばかりの頃～

赤ちゃんの目線や声に応えて、笑ったり触ったり声かけしてあげましょう。赤ちゃんは親の反応や雰囲気を感じとって、信頼関係を築いていきます。



生後6か月頃～

赤ちゃんの後追いや人見知りが始まる頃。甘えてきたり抱っこを求めてきたりしたときは、できる限りすぐに対応してあげましょう。



忙しいときや疲れているときは「ちょっと待って」「あとでね」と対応できないときもありますよね。良い関係を築くには、親のゆとりや休息も大切です。

1歳半をすぎる頃～

言葉を覚え始めると「これなに～?」「あれとって～」と興味関心が増えてきます。同じことを何度も聞いたり話したりすることが多くなりますが、根気よく丁寧に接してあげるといいですね。



2歳頃～

この頃からはイヤイヤも増えてきます。感情のコントロールはまだ難しいので「なんでほしいの?」「○○したいんだね」と、気持ちを聞き共感してあげてください。親にわかってもらえたと感じることが、心の成長につながります。



抱きしめる、目を見て話す、手を握る、なでなでする、ちょっとしたことでもこどもにとっては、愛情を感じる親とのコミュニケーション。小さなスキンシップも意識して増やしてみてくださいね。